

令和4年度 第2回甲賀市総合教育会議 次第

- ・日 時 令和5年(2023年)1月23日(月)
10:00～11:30
- ・場 所 甲賀市役所5階 第1・第2委員会室

1. 開 会
甲賀市市民憲章唱和

2. 挨拶

3. 協議事項

【議題1】令和5年度教育施策方針について

【議題2】孤独・孤立・ひきこもり支援について


4. 事務連絡

5. 閉 会

【配付資料】	・資料 1	令和5年度教育施策方針
	・資料 2	孤独・孤立・ひきこもり支援について
	・資料 3	甲賀市総合教育会議構成員名簿
	・資料 4	甲賀市総合教育会議設置要綱

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
たえる安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

令和 5 年度教育施策方針

1. 部局の役割

教育委員会事務局は、甲賀市教育大綱に掲げる教育方針「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」の具現化に向け大綱の目標達成をめざし、甲賀市教育振興基本計画を基にした家庭教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興を実践する役割を担っています。

2. 部局の予算における特徴

- ① 第 2 次総合計画・実施計画並びに第 3 期教育振興基本計画に掲げる教育施策に基づき、主要施策を着実に推進します。
- ② 小中学校の再編については、地元の意向を踏まえながら、子どもたちにとってより良い教育環境の確立のため、中長期的な視点による方向性を定め、学校再編を進めます。
- ③ ICT 教育を推進し、優れた教材による指導の高水準化、AI ドリルを活用した指導の効率化、個々の学習進度に応じた活用による学びの個別最適化を図り、学力向上につなげます。
- ④ 市内小中学校における不登校児童生徒の支援を進めます。
- ⑤ コミュニティ・スクールについて、「地域とともにある学校」に向け、地域の声を生かし地域と一体となった特色ある学校づくりを推進します。
- ⑥ 地域や N P O、大学、企業などの多様な主体と連携・協働し、市民一人ひとりが、学ぶ楽しさ、交流することの喜びを実感し、その学びを地域で活かすことができる生涯学習社会づくりを積極的に推進します。
- ⑦ 開催 2 年前となった国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備を着実に進めるとともに、地域シンボルスポーツの普及をはじめ、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
- ⑧ 文化財の価値を損なうことなく後世に継承するために適切な保存修理を実施し、市民が主体的に保存継承してきた地域の歴史資産を地域の誇りとして守っていく保護意識の啓発に努めます。
- ⑨ 安全安心で快適な教育環境の提供に向け、小中学校、給食センター、公民館等、老朽化が進む教育施設の改善を着実に進めます。

3. 当初予算規模（案）

	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較(A-B=C)	伸率(C/B)
教育委員会事務局所管予算	5,155,486千円	4,220,234千円	935,252千円	22.2%

4. 主な事業（案）

信楽小学校改築事業【197,930千円】

土山中学校長寿命化改良事業【437,615千円】

小中学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進む小中学校校舎を整備します。

学校給食の質向上【60,000千円（うち地産地消 30,000千円）】

地産地消の推進とともに安全・安心な給食の提供に努めます。加えて物価高騰による材料費の高騰分に対する補填を行い、保護者の負担を増やさずに品質の向上を図ります。

東部学校給食センター厨房機器等更新事業【115,412千円】

老朽化が進む調理場、炊飯室等の厨房機器の更新を行います。

小中学校の遠距離通学費支援【3,629千円】

児童生徒の通学時の安全面を確保するため、中山間地域等における通学費補助を拡大します。

学力向上に向けた取り組み【15,131千円】

個々の学習状況等に応じた問題を選択するアプリ（AIドリル）を活用し、学習意欲の向上と基礎基本の定着を図るとともに、甲賀市版学力調査の実施により個々の定着状況を把握し、授業や指導に生かします。

コミュニティ・スクールの推進【1,500千円】

学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって学校づくりを進めるためコミュニティ・スクールを拡大します。

フリースクール利用支援【2,400千円】

不登校児童生徒の学びの場・居場所となるフリースクールの利用を支援します。

環境教育の推進【4,731 千円】

小学校の校外環境学習及び中学校の校外学習体験を通じて環境保全意識を高めるとともに、学校図書館に環境に関する図書を充実させ、環境のことを考え行動できる人材の育成につなげます。

夢の学習事業【40,000 千円】

各地域の中央公民館とNPO法人が連携しながら、地域の居場所となる講座や教室等を実施し持続的な生涯学習を推進します。

水口中央公民館整備事業【1,175,264 千円】

老朽化している水口中央公民館を地域の拠点として有効活用できるよう再整備を行います。

技能資格取得支援事業補助【1,000 千円】

高校生年代の青年を対象に、資格取得および教育訓練等にかかる費用を助成することで、社会復帰のきっかけを創出し社会的自立につなげます。

碧水ホール施設補修工事【180,000 千円】

老朽化したホール空調設備を改修します。

ゴルフ振興事業【4,500 千円】

市内ゴルフ場連携によるゴルフ大会や、ジュニアを対象としたレッスン会等を開催し、健康増進と生涯スポーツの振興に向け市内ゴルフ人口の拡大を図ります。

スポーツ教室開催【3,257 千円】

運動習慣がない働き盛り世代を対象に運動のきっかけをつくるため、体組成計データに基づいたスポーツ指導を行います。

国民スポーツ大会事業【16,633 千円】

2025年に滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備にかかる計画・調査および協議等を円滑に進めます。

東海道士山宿にぎわい再生事業補助【33,000 千円】

国文化財に登録された土山宿本陣王座棟の改修にかかる経費を補助します。

子ども・若者が安心して過ごせるために(不登校・ひきこもり・ヤングケアラー対策)

○ 子ども・若者を取り巻く状況や課題

- ・ 家庭、学校、地域等を問わず、子ども・若者の生命・安全を脅かす深刻な状況が生じている。
(15歳～39歳の死因の第1位を自殺が占める状態が続いている。)
- ・ 核家族化や地域のつながりの希薄化等に伴い、更にはコロナ禍の影響により子ども・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化している。
- ・ 生きづらさや孤立の中で日々葛藤している子ども・若者やその家族など、複雑・複合化した家庭全体の課題の解決は部局横断的な支援が必要であるが十分に展開できていない。
- ・ 不登校支援については、教育現場のみの支援では限界がある。
- ・ ひきこもりの把握は難しく、相談につながるケースは氷山の一角と言われており、大部分のひきこもりの人には支援が届いていない。

(生きづらさを抱えた子ども・若者たち)

不登校	ひきこもり	ヤングケアラー
<p>令和3年度における本市の不登校児童生徒数</p> <p>小学校：73人 中学校：135人</p> <p>(参考) 令和2年度 高等学校中退率 1.1% (文部科学省)</p>	<p>本市の15～64歳のひきこもり推計人数 約 830人</p> <p>15～39歳の出現率 1.57% ひきこもりの実態調査(H27年度/内閣府)</p> <p>40～64歳の出現率 1.45% 生活状況に関する調査(H30年度/内閣府)</p>	<p>小中学生の生活に関する実態調査(小学5年～中学生)</p> <p>調査票回収率 小学生：80.0% 中学生：79.8%</p> <p>※ 5/1現在児童生徒数での割戻</p>

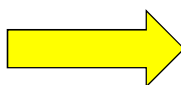
○ 令和5年度における取組

これまで、「不登校支援」は教育委員会にて、また「ひきこもり支援」は市長部局にて実施してきたが連携して取り組むことで、不登校やひきこもりなど困難な状態にある子ども・若者の支援の強化に努める。

【拡充】不登校・ひきこもり支援のための福祉・保健・教育の連携支援

現在、不登校傾向にあり、かつ発達に課題のある児童生徒について、学校教育課と発達支援課が連携支援している仕組みを活用し、対象を拡大すると共に、健康福祉部・子ども政策部・教育委員会間の情報連携のルールづくりを行う。

令和4年度まで
(検討メンバー) 発達支援課・学校教育課
(検討対象)
・ 各学校からの「月例欠席者報告」に基づき、主に発達に課題がある児童生徒

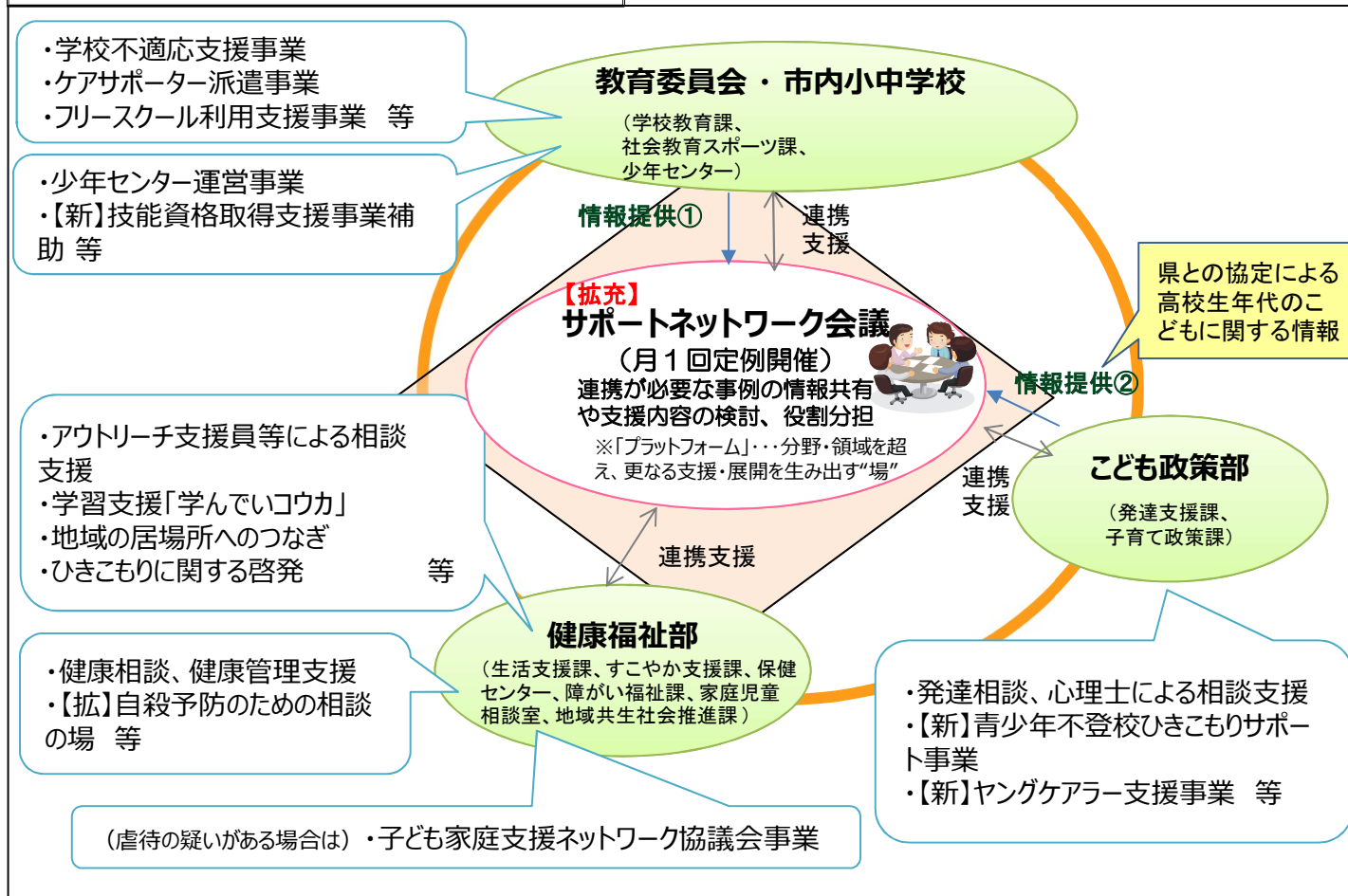


令和5年度以降
(検討メンバー) 健康福祉部・子ども政策部・教育委員会の関係所属
(検討対象)
・ 各学校からの「月例欠席者報告」の中で気がかりな児童生徒
・ 県との協定により、県内高等学校等から情報提供のあった生徒
・ その他、検討が必要な子ども・若者

(現在のサポートネットワーク会議(月1回定例開催)をもとにネットワークを再構築)

部局横断による新たな支援イメージ図(案)

※現在の「サポートネットワーク会議」をもとにネットワークを再構築し、学校が気がかりな家庭や、県からの情報提供を受けた事例を中心に支援を検討し実施する。



※「ひきこもり」は、時間が経つほど解決が困難となる傾向がみられるため、「不登校」や「ひきこもり予備軍」の段階から福祉・保健・教育が連携して対象家庭に関わることで、本人のみでなく、対象家庭の孤立化や、ひきこもり、9060問題の予防をめざす。

【その他強化項目】

・ アウトリーチ支援員等へのつなぎ

本人や家族等の意向・事情に配慮し、部局横断的に、必要な制度・施策や地域の支援機関、居場所等に積極的につなぐ。

・ ひきこもり等に関する情報発信・普及啓発

令和5年度 ひきこもり支援等関連事業【既要求分】①（健康福祉部）

課名	区分	事業名（概要）	予算額 （千円）
地域共生社会推進課	新規	（仮）居場所の創出応援事業（参加支援事業）【新規】 ・福祉的な地域課題を解決するために活動する個人及び団体を応援する事業 ① 居場所の立ち上げを応援（設置にかかる費用など） 上限100,000円×5団体 ② 居場所の創出にかかる準備・運営を応援（設置までの会議や、設置後の運営費）	1,000
	新規	（仮）プラットフォームKOKA事業（参加支援事業）【新規】 ・地域共生社会の実現に向けて、市民、地域、企業、行政などが分野・制度を超えて参加し、つながる場をつくる ① 昨年度に新たに動き始めた活動者の発表会（活動者を表彰） ③ 各種相談コーナー（無料） ② イベントブース	1,000
	R5～本格実施	遠隔相談窓口（多機関協働事業） ・交通手段がない、対面での相談が苦手な方、相談に繋がらなかった方等が気軽に相談できるよう、メールやzoomによる相談対応を実施する。	1,161
	継続	LINE相談（多機関協働事業） ・部内各課への相談、困りごとがある場合に、必要な情報を得ることや、匿名での対話も可能なLINEによる相談を実施する。	317
生活支援課	継続	アウトリーチ支援員の配置・ひきこもりサロン（委託）他（自立支援事業） ・支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない方の生活相談等に応じ、自立生活を支援するため、アウトリーチ型の支援を実施。 ・ひきこもりの方が気軽にでかけられる居場所として「ひきこもりサロンぽるた」の運営委託。 ・地域での孤立化防止のための居場所等に対して食料支援を実施している「eこころステーション（フードバンク）」に対する支援。	6,358
	継続	就労準備支援事業（自立支援事業） ・ひきこもり等の理由により、すぐに就労が困難な方に対し、一般就労に向けた支援を実施。	2,500
	継続	学習支援「学んでいコウカ」 ・生活困窮家庭等の支援が必要な家庭の子ども達が、将来に夢を描き、夢を追い続けられるよう生きる力や規則正しい生活習慣を身につけるための支援を実施。義務教育終了後の居場所のない高校生年代も受け入れ。	26,018
相談室 児童	継続	子ども家庭支援ネットワーク協議会事業 ・虐待発生予防の取り組みとして、子育ての孤立化防止に向けた取り組み（相談体制の充実や周知、各種情報提供） ・養育支援が必要な世帯に対して、関係機関と連携し継続的な支援の実施。	23,743
障がい支援課	新規	就労支度金助成（ひきこもり防止対策／障害者（児）活動支援事業）【新規】 ・ひきこもり状態にあった人が、自立訓練または就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所、地域活動支援センターから一般就労をした人に対し、就職支度金を支給する。 支給金額：36,000円（1人1回限り）	360
	継続	滋賀型地域活動支援センター事業 ・ひきこもり等の理由により、社会参加の難しい方に対し、日中活動の場を提供し、自立支援を行う事業所の運営を支援。	8,603
すこやか支援課	新規・拡充	自殺予防対策のための相談の場づくり【新規・拡充】 ・思春期青年期の不安軽減や孤立化予防のための相談の場をつくる。 ・高等学校等での相談会を実施する。	640
	拡充	こうか版ネウボラ事業【拡充】 ・妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない子育てや発育・健康づくり支援を実施し、孤立化を予防する。	—

令和5年度 ひきこもり支援等関連事業【既要求分】②（こども政策部）

課名	区分	事業名（概要）	予算額 （千円）
子育て政策課	継続	ヤングケアラー事業 ・支援者への啓発、相談窓口の開設 実態調査に基づき、支援を行う関係者（学校、福祉関係者等）に対し、啓発・研修を促進する。また、直接支援のための窓口を開設し、相談員（学齢期相談員）が必要な支援へのコーディネートを行う。	1,235
	拡充	ファミリーサポートセンター推進事業（子育て援助ワンコイン事業【拡充】※移住・定住 ・ファミリーサポート利用を推進し、地域の人とあたたかい絆で子育て世帯を支える。	1,000
発達支援課	新規	青少年不登校ひきこもりサポート事業【新規】 ・義務教育を修了した発達に課題がある青少年のひきこもりや不登校に対し、新しい相談窓口を設置し相談業務を行う。関係機関や関係各課と連携し新しい体制づくりを検討することにより、相談窓口を一本化し、スムーズな支援に結び付ける。	—
	拡充	就労支援事業【拡充】 ・自立して就職したい障がいのある方に対して、障がい者就労支援事業所等と連携し、就労支援を行ったり、企業に対して研修等を通じ発達障害を正しく理解してもらい就労に結び付く仕組みをつくり、就労機会の増加をめざす。	—
	新規	ペアレントメンターの活用【新規】 ・発達に課題がある子どもの子育て経験のある保護者が「ペアレントメンター」となって、学習会等で子育て中の保護者を支援することで、孤立しないで子育てができる環境を整える。	—
	継続	適応指導教室事業【継続】 ・不登校傾向の小中学生が通う教室で、様々な活動を通して社会的自立や学校復帰に向けての支援を行う 学校の別室的な安心できる居場所を運営 ・令和5年度に発達支援課から学校教育課に所管替えになるが、心理士の兼務により教室の運営はこれまでと同じ体制で行う。	11,355

令和5年度 ひきこもり支援等関連事業【既要求分】③（教育委員会事務局）

課名	区分	事業名（概要）	予算額 （千円）
学校教育課	継続	学校不適応支援事業 不登校傾向や不適応傾向等で不安や悩みをもつ子どもたちが、学校での学習、生活、対人関係等が少しでもスムーズに送れるよう支援するために小・中学校にスクールソーシャルワーカー、訪問相談員を配置し、児童・生徒の環境調整や相談活動を行い学校適応力の向上を図る。 ・スクールソーシャルワーカー（小学校）3名 ・訪問相談員（中学校）2名	6,762
	継続	ケアサポーター派遣事業 不登校や別室登校の小学生を支援するため、スクーリング・ケアサポーター（大学生等）を派遣。	1,555 (県補助 1/2)
	継続	フリースクール利用支援事業 不登校児童・生徒が学びの場・居場所として利用するフリースクールの利用経費に対する補助を行う。（保護者負担の軽減の為） ・生活保護受給対象者 @40,000円/月×10/10 ・就学援助受給対象者 @40,000円/月×3/4 ・上記以外の対象者 @40,000円/月×1/2	2,400
	R5～ 段階的 実施	遠隔相談窓口（児童・生徒一人一台端末活用） 不登校児童・生徒および保護者が気軽に相談できるよう、児童・生徒一人一台端末を活用し「オクリンク」や「Teams」による相談対応を段階的に実施する。（担任やスクールソーシャルワーカー、訪問相談員と児童・生徒およびその保護者とのつなぎのため。） ※ 対象児童・生徒や保護者の意向を十分に把握した上で、一つの手法として実施していく。	-
	R5～ 段階的 実施	遠隔学習支援（児童・生徒一人一台端末活用） 不登校児童・生徒が気軽に学習できるよう、児童・生徒一人一台端末を活用し「学習支援アプリ」や「学校での授業内容の配信」による学習支援を段階的に実施する。（あくまでも学校復帰、教室復帰を前提とする。） ※ 対象児童・生徒や保護者の意向を十分に把握した上で、個々の思いや状況に合わせた一人一台端末の活用による学習計画を立てて実施。	-
スポーツ課	継続	少年センター運営事業 ・少年の非行防止対策として、街頭補導啓発活動や相談支援業務を積極的に行い、それぞれの関係機関と連携を図りながら青少年の健全育成を行う。 (参考) R2 相談件数 1,493件（うち不登校・ひきこもり 168件） ※ ヤングケアラーの相談も R3 相談件数 1,510件（うち不登校・ひきこもり 94件） 数件あり。	12,949
	新規	技能資格取得支援事業補助【新規】※移住・定住 ・高校生年代の青年を対象に、資格取得および教育訓練等にかかる費用を助成することで、社会復帰のきっかけを創出し社会的自立につなげる。	1,000

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
西 村 文 一	教育長	
松 山 顕 子	教育長職務代理者	
野 口 喜 代 美	委 員	
藤 田 浩 二	委 員	
池 田 吉 希	委 員	

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく

甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。